



# 広報 10月号 No. 168 おんが

発行 昭和49年10月7日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



遠賀川区々民運動会

### 人のうごき (9月の住民基) 本台帳から

人口	10,229人	(+40)
男	4,867	(+28)
女	5,362	(+12)
世帯数	2,811戸	(+9)

( ) 内は前月比

- 一 日 法の日、労働衛生週間
- 赤い羽根募金
- 十日 体育の日、目の愛護デー
- 十四日 鉄道記念日
- 十七日 貯蓄の日
- 十八日 統計の日
- 二十三日 電信電話記念日
- 二十七日 読書週間

### 10月のこよみ



## 同和教育を

### 皆んなのものにするために

前号に続いてお知らせします

問(9) 部落差別の歴史について教えてください。

人間による人間の差別の最も古いおこりは、人類が余剰生産物の分配をめぐる争い、支配、被支配の権力的な関係を作り出したころまでにさかのぼってみることが出来ます。しかし、もつとはっきりした形では、古代や中世社会に入念に固定化された、社会制度として、良民と賤民の身分的差別がもうけられていたことが知られています。この為今日「部落差別」の起源を、こうした古代社会の賤民制度にまで、さかのぼってとらえようとする説があります。

しかし、この見解は歴史の根拠を欠いているばかりか、これは今日の部落差別の歴史の由来についての俗説を正当化する論拠として利用される危険すらふくまれています。賤民制度が古代、中世社会に存在し、差別と支配が行なわれていたことを明らかな事実だとしましても、今日の「部落」は、こうした近世以前の賤民制度とは直接のつながりをもたしません。つまり今日の同和地区住民の先祖が、古

代、中世の賤民であったという歴史の証拠は、まったくありません。むしろ今日の「部落」は近世封建社会の身分制度の確立される過程のなかで、新しくつくりだされたものであるということが、通説となっています。

近世封建社会は、土地耕作によってあがる農業収益を経営の基礎として、その上に武士階級の農民階級を支配するための権力体制として身分制度を確立したものであります。その体制のもとで、武士階級による農民支配の効果的な手段として「穢多」「非人」などの賤民身分が利用されたのであります。しかも、それらが身分制度のなかに嚴重にくみこまれるようになったのは、なぜでしょうか。一言でいいますと、それは封建社会の矛盾をおおいかくすためでありました。この頃、徳川封建社会は一つの危機にさらされています。泰平の世になれた武士階級の華美な生活への欲求が、農民への苛酷な課題となつて、その生活を圧迫し一方で商品経済の発達とともに、実力をたくわえた富裕な商人階級が武士階級による経済的支配体制をおびやかしはじめてい

たのです。つまり、封建社会の矛盾による貧富の拡大と階級分化が表面化しはじめていたのです。農民のあいだは、このころまでに少数の富農と、大多数の貧農とに階層分解が激化していましたが、なかでも重税の負担が苛酷な小作料となつてのしかかり逃げ場をうしなつた最下層の貧農(水呑百姓)たちの不満は、百姓一揆という支配者をもつともおそれる危険な状態が潜在するようになったのです。現に百姓一揆は各地で起りました。起るまでにいたらなくても、その可能性を充分もつていた村々は少なくありませんでした。このような民衆の不満をそらし、現実生活の矛盾から目をそむけさせるには、かれらより一層みじめで低い賤しむべき身分の人間をつくり出し憎悪の対象をそれに転嫁させることによって、そこにわずかに救いを見出すことでありました。「上みて暮らすな、下みて暮らせ」という生活原理の強要は、多くの時代に社会の矛盾をかいくすために為政者がとつてきた政策でありましたが、この時代にはそれがもつともはげしく苛酷な形で現われたのでした。以上のように身分の固定による他の身分の者との交渉の禁止、転業の限定、居住地の制限などは、相互条件が作用して必然的に現在残る多くの部落にみられるように、不利な土地に閉鎖的な集団の性格をもつ部落の形成を促してきたものであります。

#### 「解放令」と解放運動の展開

ところで、この身分制度は、明治四年に廃止されましたが、この解放令は形式的なものにとどまり何んら実質的な処遇をとまなわなものであります。解放令によって「平民」の地位を獲得すると同時に、経済的保障どころか納税と兵役の義務を課された四民すべての「転業選択の自由」の名目により利潤があがるものは、自由競争の原理に立つ資本主義に吸収され部落からほとんど姿を消してしまふに至りました。「職業選択の自由」とはまさに失業を意味するものの外はありませんでした。このような「解放令」が身分称号の廃止と転業選択の自由の名目だけの布告にとどまることが、その後にも「部落」を残存させる大きな原因となつてあります。つまり「部落」存続の原因は、不徹底な改革にとどまつた明治維新が残した封建遺制というだけであらうで、部落差別の存続はまことに都合のよいものとして利用されてきた事も見落してはなりません。

前半の資本蓄積と小規模工場生産の時代には、炭鉱、鉄道、港湾、工場の建設など、その後の工場発達の基礎づくりの建設労働に、部落の人びとが大量に従事した事実が明らかにされています。

初期資本主義の時代には、貧しい農村から多くの安い労働力を吸収しましたが「部落」から労働力はさらに低い賃金で雇われ、それらの労働力をさらに安価なものにする意義をもつていました。しかし、明治年代の後半に至つて機械技術の導入により合理化が普及してきますと、それまで働いていた部落の人びとがまつきに職場から除外されたり、危険な条件の職場に配転されて苛酷な労働を強いられるというように、生産の場における新たな差別がつくり出されてきたのであります。

こうして「部落」の人びとの生活は、依然として差別の壁にとりかこまれ、貧困な生活でありました。このような差別に対する部落の人びとの怒りは、ようやく大正時代にいたつて自主解放運動の展開を促したのです。人間としての権利に目ざめた人びとによる団結した解放へのたたかいは、大正十一年三月全国水平社の結成によって口火がきられたのであります。

この水平社の運動は、闘争を通じて全国民に対し、はじめて基本的人権の尊重の意味を自覚させるとともに、はっきりとした形で部落差別の深刻さを認識させる動機を

与えたものでありますし、その後この自主解放運動は福岡が生んだ松本治一郎氏を中心とした「部落解放全国委員会」へとひきつがれ現在の部落解放運動へと発展を上げてきたのであります。

いかがでしょうか。わたしたちは同和教育を進めるにあたって、生活の中から差別の実態をとらえそれをおさなりにするのでなく、たえずきびしく批判し、それを自分の中にとじこめるのでなく、ひろげる方向で、まず家庭の中からむこう三軒両隣へと広めるための体制がつくられる為にも、教育の重要が呼ばれるところでありま

す。部落解放が当面の目標でありませんが、一人一人の日本人が人間としての権利の保障こそ真の民主主義の達成であり、このことは真に部落が解放された時こそ生れる姿であると信じます。

以上

遠賀町同和对策室  
遠賀町教育委員会



### 遠賀町庁舎敷地内に 寄贈による土俵完成

遠賀町庁舎南側広場に、立派な土俵が出来、その土俵開きが九月十四日午後三時から、柴田町長、柴田体協会長外有志多数が出席して神式により厳粛に行われました。この土俵は佐潟彦市氏外町内有志の寄贈によるものですが、去る九月初旬岡垣町で行われました那体育祭相撲で、遠賀町は青年の部が優勝しました。満足な土俵もないのに、旺盛な気力と常日頃の練習が優勝へみちびいたもので土俵を通じて青少年育成の場への言葉で土俵が実現したのです。当日は雨模様空の下隣接各町相撲愛好者の出場でチビツ子相撲一番勝負と土俵開きにふさわしい取組みで盛況を呈しました。町内の皆さん方も大いに利用して頂きたいと思ひます。



青年部員の土俵固め

### 郵便局からお知らせ 豊かな暮らしと住みよい 社会をつくる郵便貯金!!

郵政省では、郵便貯金が国民のくらしを豊かにしていくために大きな役割を果たしていることをお知らせするため、関係機関の協力を得て「豊かな暮らしと住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」を十月一日から一か月間全国で実施しています。郵便貯金に対するいっそうのご理解とご支援をお願いいたします。

### 簡易保険月間!!

簡易保険は、大正五年十月一日に国営の生命保険として創設され全国の郵便局でその取扱いが開始されました。以来五八年、現在保有契約高二兆円を擁する大企業に成長し、その支払準備金として積み立てられた資金総額は、四兆八、一〇〇億円にも達しています。この資金は、県や市町村の地方公共団体をはじめ、政府関係機関に融資され、住宅や道路、学校交通機関など地域住民の身近な生活環境の整備拡充に、全国に保健センターなど設置し加入者のみなさまの福祉の増進にも努めています。このように簡易保険では、その創始以来、国民生活の安定と福祉の増進を使命として事業の運営を行なっています。創業記念日にちなんで十月を「簡易保険月間」と名付け、みなさまの理解と信頼を一層深めるとともに、また、簡

易保険に加入されていないかたがたにも積極的に呼びかけ、保障のある生活がおくれるよう募集増強運動を展開します。この機会に是非郵便局の簡易保険をおすすめします。

### 陸海空の自衛官募集中

美しい日本、平和な日本、豊かな日本、この愛する国土を君達の若い手でささえよう。君の若い力を自衛隊にかけてみませんか。

### 記

- 一、給与 初任給 五九、八〇〇円  
衣食住は無料  
ボーナス年三回  
(四・八ヶ月分)
- 二、退職金 二年で約二十万円  
三年で約三十万円
- 三、休暇 有給休暇は年二十四日、その他年末年始は特別休暇
- 四、外出 平日は十七時から、土曜は午後、日曜祭日は朝から
- 五、進学 高校又は大学への通学は自由
- 六、免許 大型自動車、整備士その他各種国家免許を取ることが出来ます。
- 七、資格 満十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する男子
- 八、受付 毎日受付付けておりま

す。くわしい事は遠賀町役場にお問い合わせ下さい。電話三一三三四番

### 老人憩の家の利用時間の変更

老人の皆様に利用願っています憩の家は十一月より次のとおり利用時間の変更になりますのでお知らせいたします。

### 記

期 間 十一月一日～三月三十一日  
利用時間 午前十時～午後四時まで

### 凶器を追放しよう

みなさん凶器使用犯罪の未然防止にご協力ください。さきごろ東京丸の内で行った爆弾事件をはじめ、身近な事件では折尾警察署管内でも八月六日けん銃乱射による殺人未遂事件が発生しました。最近はこのような爆発物や刃物、銃を使用した危険な犯罪が多くなっております。警察では尊い人命に直接影響を与える悪質な犯罪を無くすため九月十七日から十月三十一日まで全国一斉に危険物の取り締まりを行います。みなさんもお互いの生活の安全を守るため危険な刃物や銃、火薬などは、持たない。持たせない。使わない。使わせない。「凶器追放運動」を広く展開し、凶器を使用する犯罪の未然防止にご協力ください。

今月の税金

町県民税 第三期分
納期限 十月二十五日
期限内に完納しましょう

行政・心配ごと

合同相談について

十月十三日・十九日は行政相談週間となっておりますが、今回左記により合同相談所を開きますので行政に対する諸相談及び日常のいろいろな心配ごとにつき相談においで下さるようお知らせいたします。

記

相談日 四十九年十月十六日

場所 町公民館広間

時間 午前十時～午後四時迄

なお十月十三、十四、十五日は、尾崎の高崎博愛相談員自宅に於て、八時より十一時まで。

十月十七日は役場会議室にて十時より四時まで行政相談に応じます。

国民年金の保険料は、所定の期限までに必らず納めましょう!!

国民年金は、被保険者あるいは被保険者であった人が、老齢、障害、母子等所得喪失状態になったときに年金を支給しますが、この財源には、被保険者が納付する保険料とこの納付された保険料に對する国庫負担等が当てられます。したがって、所得保障としての国民年金の財源を支える保険料が確実に納付されることが必要であり、被保険者は、保険料の免除者を除き保険料の納付義務を負っているのです。

七、八、九月分は九月末日までというように納期限が三カ月ごとに決められています。もう一度、納め忘れた保険料がないかどうか納付書をお調べください。この保険料を納めていませんと万が一がをしたり、不幸にしてご主人が亡くなられたときなど、障害年金や母子年金が受けられないとか、老後の生活のための老齢年金を受ける資格がないようになります。

保険料を何か月も滞納しますと保険料の額も大きくなり、いざというときに少しの滞納のために、せっかくの年金を受けることができなくなるということになりますので、保険料は所定の期限までに必ず納めるよう心がけましょう。なお、現在、納め忘れた過去の保険料も特例的に特別納付する途

が開かれていますので、納付方法など詳しいことは厚生課福祉係でおたずねください。

婦人の心配ごと相談

日時 10月22日(火) 10時～15時
場所 岡垣町海老津
岡垣町東部公民館

「一人で悩まずに相談を」

私達婦人は毎日の生活の中で、気がかりな事を沢山持っています。子供のこと、家庭の問題、姑や夫のこと、その他に話せない問題もあると思います。心配ごとは小さな内に解決して明るい生活をいたしましょう。

相談内容は秘密を守ります。

※相談料は無料です。

所○福岡県婦人相談所○福岡県遠賀福祉事務所婦人相談員

特別福祉手当について

特別福祉手当は、重度の身体障害と重度の精神障害が重複し、日常生活に常時特別の介護を必要とする特別障害者を監護する父母等に対し、月額三、〇〇〇円の手当が支給されますので該当者は、印鑑持参のうえ役場福祉係に請求して下さい。

危険物取扱者試験並びに受験準備講習会のお知らせ

一、危険物取扱者試験
(1)試験期日 昭和49年11月10日

(2)願書受付期間 昭和49年10月14日～10月19日まで

(3)試験の種類 甲種、乙種(四五、六類) 丙種

二、受験準備講習会
(1)講習期日 昭和49年10月29日

(2)受付期間 昭和49年10月14日～10月28日

(3)講習場所 遠賀郡水巻町、水巻町民会館

三、その他
試験並び講習会については詳細な点については遠賀郡消防署予防課(電話〇九三二九一〇三二二三)までお問い合わせ下さい。

寄付御礼
次の方から町社会福祉協議会に御寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。香典返しとして

故 畑生 博一殿
故 尾崎 畑生 敏士殿
故 原田友九郎殿
故 廣 渡 原田 善人殿
故 山下 広士殿
故 今古賀 山下 寿子殿
故 刀根 カツ殿
故 鬼 津 刀根慶一郎殿
故 平野源五郎殿
故 尾崎 平野 寅雄殿

従業員募集
業務拡張に伴う従業員の募集について
緑の芝生にかこまれた、自然環境の中で貴方も伸び伸びと働いてみませんか。

(1)男女事務員 十八才以上、二名
(2)高卒、経歴の出来る方
(3)ウエイトレス 十六才～三十才 二名、中卒、経歴不問
(4)女子キャデイ 十六～四十五才 若干名、学歴経験不問
(5)レストラン調理場 年令不問、若干名、パート可
労働条件及び給与等は面接の時に詳しくご説明いたします。
※面接随時(但し火曜定休日)
連絡先 電話〇九三二九〇二四一一
読売チサンカントリック
ラブ遠賀(人事課)



株式会社 地産

日昇建設従業員募集
運転士 普通免許以上18才～40才
土工 作業員 18才～50才
勤務時間 8時30分～17時
給料 運転士 面談の上優遇す
土工 四、〇〇〇～四、五〇〇円
通勤 車にて送迎す
連絡先 遠賀町大字鬼津三〇七六
TEL 〇九三二九一〇三二三四五
町立 浅木小学校創立百年祭
卒業生諸君の結集を待つ